

栗東市工場等誘致に関する条例改正について（案）

1 現状と課題

リーマンショック以降、急速な景気悪化で企業の設備投資に対する意欲が減退している情勢に加えて、経済のグローバル化により、産業の空洞化が懸念される中、本市においては、新幹線新駅中止に伴う新たなまちづくりの核が失われ、地域活力の再生が喫緊の課題である。

そこで、新たな産業系のまちづくりを進めるべく後継プランの具現化のため、企業立地促進法に基づく基本計画の同意を受け、立地企業等の税制上等の優遇策の適用を得ることと併せて、市独自の措置としても、従来の企業誘致制度に加えて、当該集積地域に限定した時限措置「特例奨励金制度（以下「特例」という。）」を創設して企業誘致に取り組んでいる。

そうした中、平成22年10月には、新幹線新駅事業跡地に整備した栗東新産業地区工業団地に自動車用大型リチウムイオン電池製造工場が建設着工されたが、地域経済を牽引してきた大手事業所の撤退に見られるように、市内事業所数が減少傾向にあり、今後も市外への流出及び雇用面での悪影響が危惧されるところである。

一方、本市財政は、「財政再構築プログラム」の実行を行なうも、現下の景気低迷の影響等を受けて市税が大きく落ち込み、大幅な財政収支の悪化が見込まれるなど、極めて厳しい財政運営を強いられている現状にある。

従って、企業誘致の促進や市内産業の振興などにより、雇用創出など地域経済の活性化を図り、一層の税収確保を目指す観点から、本市企業誘致制度を見直すこととする。

2 条例改正案の骨子

市内への企業立地及び市内事業所のより大きな投資意欲を誘発させ、さらに持続するような制度設計とするべく、以下を骨子とする条例改正案を本年3月議会に提案したい。

(1) 新規立地に対する奨励制度のうち、用地保有を含めた生産整備に係る初期投資額の軽減措置を講ずる必要があることから、固定資産税額の半額相当分を助成する期間を3年間から6年間に延長する。
（特例の場合は5年を10年に延長する）

また、こうした措置により、現行の用地取得補助金は廃止する。

(2) 近隣自治体の奨励措置に準じて、現下の企業立地における工場資産等に対する契約の多様化に伴い、賃貸借型立地についても奨励措置の対象とする。

(3) 近隣自治体の奨励措置に準じて、市内産業の空洞化を防止し、地域活力を創生するためには、外部からの活力導入だけでなく、内発的な拡大とともに、新規立地産業との相乗効果を期待した企業施策の取り組みが不可欠であることから、以下のように「増設」及び「移転」の区分を追加して、奨励措置の対象を拡大する。

① 増設

市内事業所が事業規模を拡大するため、生産設備を増強する場合

当該固定資産税額の半額相当分を助成する期間を6年間とする。（特例の場合は、10年間）

市内事業所が事業の高度化を図るため、生産設備を更新する場合

当該固定資産税額の半額相当分を助成する期間を3年間とする。（特例の場合は、5年間）

② 移転

公共事業による場合だけでなく、市内に立地する工場等の全部又は一部を廃し、新たに現在地外に工場等を設置する場合

当該固定資産税額（純増分）の半額相当分を助成する期間を6年間とする。（特例の場合は10年間）